

JPA事務局ニュース No.16 - 2011年8月5日----->>>

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会（JPA）事務局  
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610 号  
TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 [jpa@ia2.itkeeper.ne.jp](mailto:jpa@ia2.itkeeper.ne.jp)

<情報提供>

□被災3県（岩手、宮城、福島）の特定疾患医療費受給者証の更新手続等の緩和通知が出されました

岩手、宮城、福島の3県に住所のある特定疾患治療研究事業受給者の受給者証の更新手続について、厚生労働省は7月29日付で、被災状況等により有効期限内に更新申請を行うことが困難である場合、申請手続を平成24年3月31日までに行えばよいとする旨の通知を出しました。

また同通知では、申請において必要な書類の提出が困難な場合は、罹災証明書等の提出にかえることができること、臨床調査個人票の医師の診断内容が、関係資料の消失などで記載困難な場合には省略を認める等の弾力的な運用、自己負担限度額について、災害等により所得に著しい変動があった場合には実情に即した弾力的な対応をして差し支えないとしています。

厚生労働省健康局疾病対策課長「東日本大震災の発生等に伴う特定疾患治療研究事業の平成23年度における受給者証の更新手続の取扱いについて」（平成23年7月29日付、岩手県及び宮城県衛生主管部（局）長宛）

（添付のPDFファイルをごらんください）

\* このメールは、BCCにてJPA加盟・準加盟組織、役員等に活動に役立つニュースを不定期に配信します。メールアドレスのない加盟組織については、FAX、メール便にて配送します。送信もれ、または各組織で配信希望の役員がいる場合は、事務局までご連絡ください。

（追加、訂正、削除などは事務局まで連絡をお願いします。）

\*-----\*

（事務局長・水谷幸司）